

第3期 福知山市 子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和7年3月

福知山市

1 計画の基本的な考え方

● 計画策定の背景

わが国では、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、児童虐待相談件数や不登校件数の増加など子どもを取り巻く状況は深刻化しています。すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。

本市では、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな支援、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育に関する事業や施策を実施し、貧困対策を含め子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を確保することを目的に、令和2年3月に「第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な課題に取り組んできました。

この度、福知山市の子どもを取り巻く現状や「第2期計画」の進捗状況などを踏まえ、子ども・子育て支援の施策の方向性や目標等を示す「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

● 計画を推進するための基本理念

子どもがまんなか 未来へつなぐ たからもの

子どもは、宝です。子どもが一人の人格として尊重され、子ども同士や多様な世代、地域の人々とつながり関わっていく中で、自他ともに尊重し、支え合い、感謝する心を育み、安心して暮らせるまち福知山をつくります。



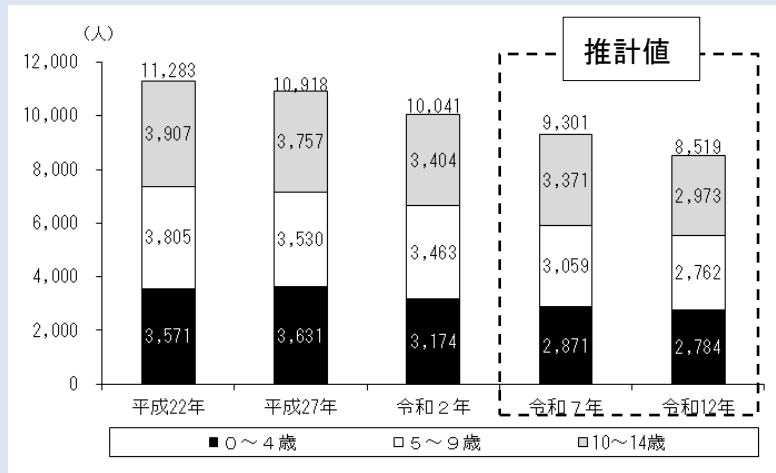
● 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。 (年度)

H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
評価・次期計画策定		第2期 福知山市子ども・子育て 支援事業計画														
					評価・次期計画策定		第3期 福知山市子ども・子育て 支援事業計画									
										評価・次期計画策定		(予定) 第4期 福知山市子ども・子育て 支援事業計画				

2 福知山市の子ども・子育てを取り巻く環境

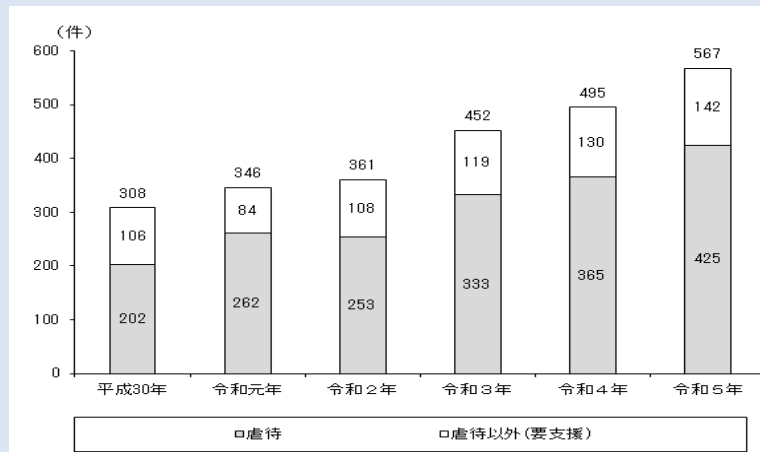
■福知山市の子どもの人口推移・推計



本市では、合計特殊出生率が平成30年から令和4年で1.84と減少傾向にありますが、全国や京都府よりも高い水準となっています。

15歳未満の年少人口も減少傾向にあります。

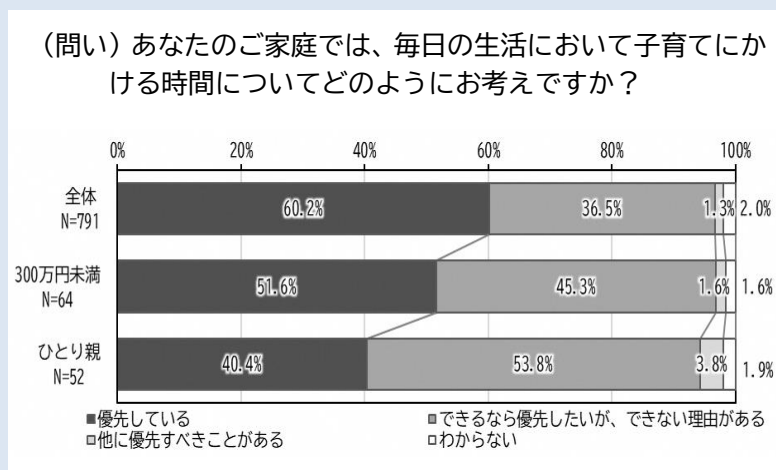
■福知山市の児童虐待等受理件数の推移



本市では令和5年度の児童虐待の受理件数が567件で、増加傾向にあります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

■令和5年福知山市子どもの生活状況などに関するアンケートより



子育てにかかる時間について、「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合は、全体の36.5%に対して、世帯全体の収入が300万円未満の家庭で45.3%、ひとり親家庭で53.8%と高くなっています。

3 計画の基本目標と施策の内容

基本目標1. 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！

すべての子どもが相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができる環境づくりを進めます。

基本目標2. 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！

乳幼児期の子育て家庭をはじめ、ひとり親家庭や子育てが困難な家庭等、特に支援を必要とする家庭を様々な角度からサポートするため、地域住民や関係機関・関係団体との協働による見守り及び支援体制を強化します。

子どもの尊厳と幸せを第一に考えるまちづくりを全市的に推進するため、子どもの意見を尊重し、活かしていく仕組みを検討するとともに、子ども自身が活躍できるまちづくりをめざします。

基本目標3. 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！

子どもの健やかな成長と将来の選択の幅を広げるため、虐待防止の取組、LGBTQの理解等の啓発に努めます。

また、男女ともに子育てと仕事を両立できるよう、企業及び職場への各種制度の周知や研修を進めるとともに、子育て家庭への理解や協力の促進を図るための啓発をさらに進めます。

若年層からの心とからだの健康づくり支援をはじめ、子どもを望む人が生むことを選択しやすいよう妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実を図ります。

基本目標4. 安心・安全な子育て環境をつくります！

妊産婦や乳幼児に関する切れ目のない健康づくりを支援するとともに、母子・小児医療体制の充実をさらに図っていきます。

また、障害のある子どもが一人ひとりの発達や個性に応じて健やかに育つことができるよう、教育・保育の充実、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現します。

基本目標5. すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

そのためには、経済的要因をはじめとした様々な理由により貧困状態にある家庭を含め、すべての子育て家庭を対象に、個々の家庭の状況に応じた支援が届く仕組みづくりを進めます。

子ども達が必要な学力を習得し自立した個人として「生きる力」を育み、すべての子どもの自己実現が図られるよう努めていきます。

基本目標の実現に向けて、「子どもの生きる喜びや豊かな人間性を育み、すべての人がの基本的な考え方を大切にして取組を進めます。

基本施策

- (1) 幼児期の教育・保育の充実
- (2) 保幼こ小の連携強化
- (3) 教育と学習機会の充実
- (4) 子どもの放課後等の居場所づくりの充実
- (5) ひとり親家庭への支援
- (6) 子どもに対する自殺対策の推進

幼児期の教育・保育の充実や、公民館等での事業を通して子どもの豊かな育ちを支えるための環境をつくりまします。



基本施策

- (1) 子育て交流活動の促進とネットワーク化
- (2) 地域の子育て力を高める取組
- (3) 子育ての情報提供・相談支援の充実

地域子育て支援拠点では親子の交流、親同士の交流をすすめています。気軽にお立ち寄りください。
Instagram でも情報発信をしています。



基本施策

- (1) 男女共同参画社会づくりの推進と職場環境の整備
- (2) 心身ともに健康な妊娠・出産・育児のための切れ目のない支援の充実

固定的な性別役割意識の解消や DV、児童虐待の未然防止のための啓発活動、相談支援を行っています。
些細なことでもお気軽にご相談ください。



基本施策

- (1) 切れ目のない母子保健対策の充実
- (2) 母子・小児医療の環境づくり
- (3) 障害等発達に支援が必要な子ども・家庭への支援
- (4) 要保護児童等対策地域協議会の充実
- (5) 子どもの安全のための取組の充実
- (6) 子育てにやさしい環境づくり

「こども家庭センター」を新たに設置し、妊娠期から自立期までの切れ目のない支援を実施します。
「LINE」による相談も受け付けています。お気軽にご利用ください。



基本施策

- (1) 情報集約と切れ目のない支援ネットワーク
- (2) 教育・学習支援の充実
- (3) 子どもと保護者の居場所づくり
- (4) 自立期における子どもや保護者の就労など自立支援
- (5) 生活安定と子どもの就・修学のための経済面への支援

「福知山市版多様な学びアクションプラン」として誰一人取り残さない多様な学びを推進します。
ヤングケアラーの兆候を素早くつかみ、家族を丸ごと支援する体制の整備を進めます。



子どもの人権を尊重し、子ども自身の人権意識を育てる」という福知山市人権保育基本方針

4 計画の推進体制と子ども・子育て支援事業の内容

計画の推進体制

教育・保育機関、関係団体の代表、市民の代表で構成する「福知山市子ども・子育て会議」と計画の進捗状況に関する情報を共有し、施策・事業の円滑な実施に向けた提言をいただきながら、庁内各課の連携により着実に計画を推進します。

さらに、地域の状況や課題に応じ、子どもに関する取組を進めていくには、行政の取組に加え、「市民・事業所・行政」の協働のもと、それぞれの特徴を活かしながら、子育て、親育ちを実現していくため、子育てサークルやNPO法人、ボランティア団体をはじめとする様々な関係団体及び事業所等とのさらなる連携を図ります。

提供体制と確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

福知山市においては、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）と設定します。

教育・保育の量の見込みと確保方策

令和6年度現在、教育（幼稚園・認定こども園）については公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、公立認定こども園3園、私立認定こども園8園があり、保育（保育園・認定こども園等）については公立保育園3園、私立保育園13園、小規模保育所6園の提供体制があります。

量の見込みについては、今後5年間の全体的な傾向として、推計児童人口が減少傾向にあるため、全体的な量としては緩やかに減少していくものと見込まれます。今後、引き続き保護者のニーズを把握しながら、幼児期の教育・保育の確保を図ります。

なお、認定こども園への移行を希望する園を支援することで、多様な保育ニーズに対応する教育・保育施設の設置にも努めていきます。

単位（人）

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号 認定	3～5歳児	量の見込み	385	358	337	323	323
		確保方策	510	510	510	510	510
2号 認定	3～5歳児	量の見込み	1,457	1,353	1,277	1,223	1,221
		確保方策	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524
3号 認定	0歳児	量の見込み	361	352	345	340	334
	1歳児		368	390	380	373	367
	2歳児		395	379	402	393	385
	0～2歳児	確保方策	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

全ての事業において、令和11年度までに下の表に示す量の見込みを確保するために必要な整備をすすめていきます。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①延長保育事業		人	664	638	621	602	596
②放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人	1,051	1,048	1,008	995	941
	高学年	人	501	494	491	478	479
	合計	人	1,552	1,542	1,499	1,473	1,420
③子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	165	165	165	165	132
④地域子育て支援拠点事業		人回	17,160	16,988	16,865	16,545	16,298
⑤一時預 かり事業	幼稚園児を対象と した一時預かり	人日	10,115	9,391	8,861	8,491	8,474
	保育園等での一時 預かり	人日	1,488	1,381	1,303	1,249	1,246
⑥病児保育事業		人日	896	900	904	908	912
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		人日	234	227	220	215	206
⑧利用者支援事業		か所	4	5	5	8	8
⑨乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		人	530	517	507	499	491
⑩養育支援訪問事業		人	1,260	1,211	1,178	1,142	1,131
⑪妊産婦健康診査事業・ 妊婦歯科健康診査事業		人	1,287	1,261	1,241	1,225	1,205
⑫子育て世帯訪問支援事業		人日	66	64	62	60	60
⑬児童育成支援拠点事業		人	81	79	78	76	74
⑭親子関係形成支援事業		人	45	44	43	42	41
⑮妊婦等包括相談支援事業		回	1,590	1,551	1,521	1,497	1,473
⑯乳児等通園支援 事業	0歳児	人日	-	633	635	622	611
	1歳児	人日	-	475	476	466	457
	2歳児	人日	-	422	423	414	406
⑰産後ケア事業		人日	302	337	354	375	369

＊ 地域子ども・子育て支援事業内容 ＊

事業	内容
①延長保育事業	保育認定を受けた子どもを対象に保育園の開園時間を超えて保育を行います。
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的としたものです。
③子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行います。
④地域子育て支援拠点事業	親子が交流するための事業を実施し、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行います。
⑤一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育園等で一時的に預かります。
⑥病児保育事業	病気の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる病児保育所で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが調整をして、様々な育児の手助けを行います。
⑧利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援します。
⑨乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、民生児童委員、子ども政策室、子育て支援センター、児童館職員が訪問し、子育てに関する情報の提供や養育環境の把握等を行い、子育てを支援します。
⑩養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。
⑪妊産婦健康診査事業・ 妊婦歯科健康診査事業	妊産婦を対象に、より安心安全な妊娠と出産を支援するとともに、産後うつ等の予防や新生児への虐待未然予防等を行うため、健診費用の一部を公費負担することで経済的負担の軽減を図り、定期的な受診を促し、必要な場合は支援につなげていきます。
⑫子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
⑬児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。
⑭親子関係形成支援事業	子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、保護者同士が情報の交換等ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。
⑮妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。
⑯乳児等通園支援事業	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。
⑰産後ケア事業	助産師等が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援します。